

未来につなぐふるさと応援事業

別表

補助対象の経費

補助対象・ 対象外	節、項目	備 考
補助対象	報償費	講師等への謝金（県規程に準じる。講演会等での講演は、講演時間 1 時間当たり、大学教授：1 万円以下、先進農家：5 千円以下、県外の講師は、2 万円以下を原則とし、これによりがたい場合は、知事が適当と認める額を上限とする。）
	旅費	県、市町村、大学等の規程に準じる
	需用費	消耗品、資材費、材料費、燃料費等、1 品 3 万円未満の物品等
	役務費	イベント開催通知やアンケート調査に関するハガキ、切手、広告料及び保険料等
	委託料	旅行業法に係る部分の委託、専門性を要する部分の委託、実績書作成に係る編集等 ただし、事業の主要な部分を他に委託するものは補助対象外
	使用料及び賃借料	トイレ、照明、音声機器、農機具のレンタル料、ほ場借上げや会場会議室の借上料等
	食糧費（飲料に限る）	熱中症や脱水症状を防止するための水分補給に要する経費 ペットボトルの水・お茶等（酒類を除く）
補助対象外	備品購入費	単価 3 万円以上の物品等
	食糧費	弁当、食事代、茶菓子等
	賃金	事業主体の労務費
	お土産、景品	報償（謝礼）としてのお土産も補助対象外
	管理費	水道、光熱費等、イベント以外の事業主体の組織や施設の維持管理に要する経費
	その他	知事が不適当と認める経費